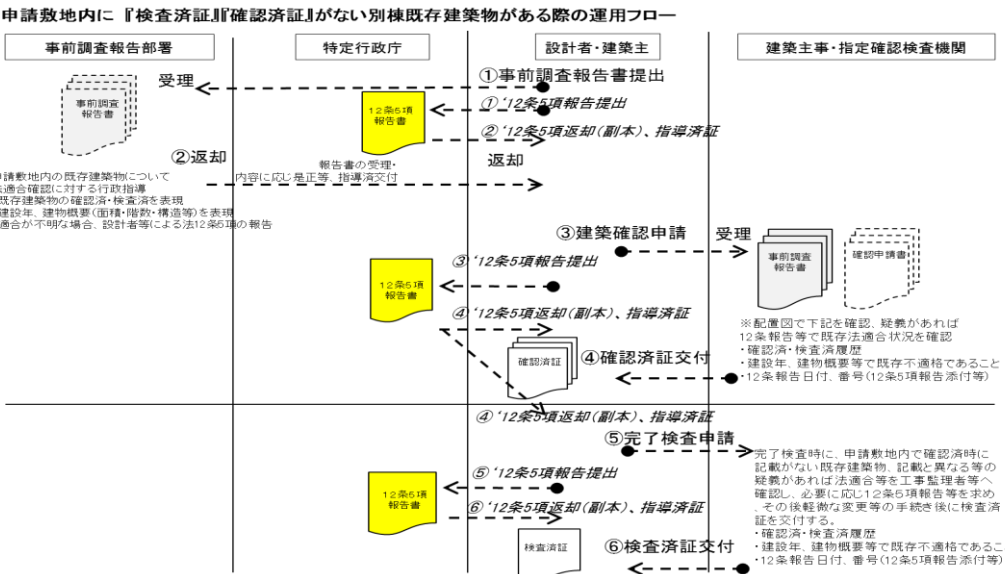


敷地内にある別棟既存建築物及び既存ＣＢの適法性の判断のための配置図等への記載事項について

	記載事項 (建築物概要及び下記)	記載例
1. 手続有建築物	・確認済情報・検査済情報 ・その後の改変、劣化情報	・付属倉庫 S造2階 80㎡ S55年築 ・確認済 S55.6.3 第1212号 検査済 S55.10.3 第180号 ・検査済後の改変なし、著しい劣化無し【記載がない場合はないと判断。】
2. 確認不要建築物	・既存建築物概要 ・建築年 ・適法性の調査結果 ・その後の改変、劣化情報	・付属倉庫 木造2階 120㎡ S20年築 ・法以前の建築物 ・著しい劣化・改変無し【記載がない場合はないと判断】 ・付属カーポート S造平屋 9㎡ H22年築 ・確認不要建築物、適法性に支障なし ・著しい劣化無し【記載がない場合はないと判断】
3. 無検査建築物 (H12.4.1以前に 確認済の4号物件)	・確認情報 ・適法性の調査結果 ・その後の改変、劣化情報	・一戸建ての住宅 木造2階 140㎡ H8年築 ・確認済 H8.6.3 第1120号 ・確認済との相違なし、建設当時の実態上の適法性に支障なし ・著しい劣化・改変無し【記載がない場合はないと判断】
4. 無検査建築物 (3以外)	・確認情報 ・12条5項報告情報 ・適法性の調査結果 ・その後の改変、劣化情報	・事務所 S造2階 180㎡ H5年築 ・確認済 S58.6.3 第680号 ・法12条5項報告 H29.7.7 第60号 ・確認済証との相違なし、建設当時の実態上の適法性に支障なし ・著しい劣化無し・改変無し【記載がない場合はないと判断】
5. 無確認建築物 確認不明建築物	・12条5項報告情報 ・適法性の調査結果 ・劣化情報	・物販店舗 S造2階 150㎡ H3年頃築 ・法12条5項報告 H29.7.7 第60号 ・建設当時の実態上の適法性に支障なし ・著しい劣化無し【記載がない場合はないと判断】
※(補強)コンクリートブロック塀	・適法性の表現 ・劣化情報	・既存補強CB H1.4m 控え壁@3.4m ・建設当時の実態上の適法性に支障なし、又は現行法適合 ・著しい劣化無し【記載がない場合はないと判断】

『確認済証』『検査済証』の効力について

確認済証：既存建築物や既存ＣＢを含めた申請敷地全体の計画の適法性を証明するもの（確認申請に記載された計画に対し）
検査済証：既存建築物を既存ＣＢを含めた申請敷地全体の適法性を証明するもの（完了検査実施時点の敷地内の実態に対し）



道路の後退について

熊本市内には公道・私道を問わず幅員4メートル未満の道路が存在しています。

本市では「熊本市建築行為等に係る狭あい道路指導要綱」を定め、敷地が建築基準法上の道路に接する場合は、建築行為の際、中心後退又は一方後退をすることにより、4メートルの幅員が確保されるよう指導しております。

これは、通行及び避難の安全、消防活動の場、日照・採光・通風等を確保することによる良好な市街地の形成のために最低限必要な幅員とされています。

注意事項

1. 後退した部分には建物、門、塀等を設置することはできません。また、樹木、看板等も後退部分に突き出さないようお願いいたします。
2. 建築を行う土地に関して道路(市道、里道及び一部の国県道)や水路の境界線が不明確な場合には境界立会いにより境界を確定することが必要です。詳しくは各土木センターへお問い合わせください。
3. 市道または里道に接する土地の後退部分についての管理責任は土地所有者にあります。ただし、土地所有者から市へ後退部分の寄附を申し出ることができ、寄付の手続きが完了しますと、その後の舗装工事等の維持管理を市が行います。なお、寄附をいただくためには一定の条件を満たす必要があります。詳しくは各土木センターへお問い合わせください。
4. 後退部分に係る固定資産税の減免手続きについては、固定資産税課(市役所2F)にお問い合わせください。

問い合わせ先：	建築指導課	Tel096-328-2513
---------	-------	-----------------

北区土木センター	Tel096-245-5050
----------	-----------------

東区土木センター	Tel096-367-4360
----------	-----------------

中央区土木センター	Tel096-355-2936
-----------	-----------------

西区土木センター	Tel096-355-2937
----------	-----------------

南区土木センター	Tel096-357-4154
----------	-----------------

固定資産税課	Tel096-328-2195
--------	-----------------